

別居親の扶養手当に関する要望書

2016年2月11日

人事院 古屋 浩明 給与局長 様
同 井上 勉 給与三課長 様
扶養手当の在り方に関する勉強会 委員の皆様



東京都国立市青柳3-10-8. 103
TEL 03-6226-5419
共同親権運動ネットワーク（担当：染木辰夫）

公正な公務員制度の未来のためにご尽力くださり、ありがとうございます。

私たちは子どもと離れながら養育にかかわる親のグループです。

扶養手当の在り方に関する勉強会が開催されており、その件について、私どもも子育てを担う親として以下要請いたします。

離婚で子どもと離れて暮らす親は、離婚で子どもを連れ去られた上に、養育費を支払い、扶養手当を止められ、税の扶養控除が無くなるという、金銭的に三重のダメージを受けるという経験をしています。公務員でも民間でも一般的には、そのような親の境遇は共通しています。そのことが養育費支払いの困難をかえって引き起こしています。

養育費の支払い促進と、子どものすこやかな成長発達の為に、別居する親の扶養手当の受け取りが疎外されないようにしてください。